

「受験資格(保育士・社会人経験者)の詳細について」

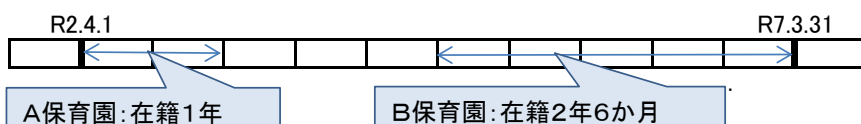
- 1 受験資格における「公立保育園での職務経験」とは、正職員又は会計年度任用職員等として勤務した経験が該当する。
- 2 休憩時間を除いた週30時間以上の職務経験年数が対象。
※「週30時間以上」とは、就業規則等で定められた所定労働時間を意味する。
※「週当たりの勤務時間」には、時間外勤務は該当しない。
※職務経験が複数ある場合には、それぞれの勤務年数が1年未満の場合は通算できない。
- 3 育児休業や病欠休業等、職務に従事していない期間は職務経験に含まない。
※休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1ヵ月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除く。
- 4 最終合格発表後に職歴証明書等を提出する必要がある。職歴について証明できなかった場合は、合格を取り消す。

Q1 「職務経験年数」としての「令和2年4月1日から令和7年3月31日までに通算3年以上」とは、どのような場合が該当するのですか？

A1 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(ケース1)

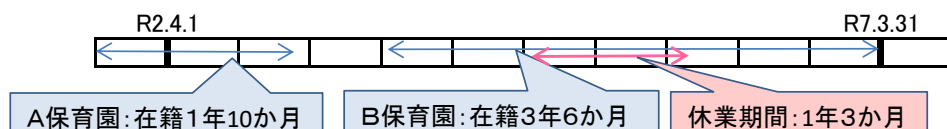
- A保育園での在籍期間1年、B保育園での在籍期間2年6か月
- 両保育園とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



⇒ 通算して3年6か月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

(ケース2)

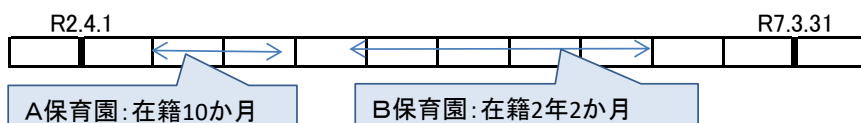
- A保育園での在籍期間1年10か月(R2.4.1以降では10か月のみ)、B保育園での在籍期間3年6か月
- 両保育園とも、週30時間以上の勤務である
- B保育園において、産前・産後休暇と育児休業合わせて1年3か月取得



- ⇒ A保育園については、R2.4.1以降の10か月のみ通算できます。
- ⇒ B保育園における産前・産後、育児休業期間は職務経験の期間から除きますので、B保育園での職務経験期間は2年3か月となります。
- ⇒ A保育園とB保育園合わせて3年1か月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

(ケース3)

- A保育園での在籍期間10か月、B保育園での在籍期間2年2か月
- 両保育園とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



- ⇒ A保育園での在籍期間は10か月で、1年未満のため通算することができません。
- ⇒ B保育園の2年2か月のみとなるので、「3年以上」の要件を満たしません。

Q2 令和2年4月1日から令和3年3月10日までA保育園で働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経歴期間に算入することができますか(週30時間以上の勤務)。

A2 職務経歴期間は1か月未満は切り捨てて算定します。この場合、令和3年3月1日から同年3月10日までの期間は1か月未満となり切り捨てるため、職務経歴期間は令和2年4月1日から令和3年2月末日までの11か月となり、1年以上継続して働いたとはみなせず、職務経歴期間に算入することはできません。

Q3 令和3年7月20日から令和6年12月19日【A期間】まで働いてましたが、令和4年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経歴期間は「何年何か月」となりますか(週30時間以上の勤務)。

A3 令和3年7月20日から令和6年12月19日までが満3年5か月となります。
一方、B期間は3か月なので(同じく1か月未満切り捨て)、職務経歴期間は差し引き3年2か月となります。

Q4 「職歴証明書」は受験申込時に必要ですか？

A4 受験申込時点で、「職歴証明書」を準備いただく必要はありません。最終合格者発表後、合格者には、市が指定する様式で証明をしていただきます。
なお、「職歴証明書」には、保育所等の名称、代表者名、代表者印、就業期間、就業規則等で定められた1週間当たりの勤務時間、主たる職務内容等を記載していただく予定です。
但し、「社会人経験者」で試験申込みされる場合は、申込書とは別に、「保育士(社会人経験者)《エントリーシート》」の提出をお願いすることになります。この中で、「職務経歴」等の概要については記載していただくことになります。